

一般財団法人奈良市総合財団ウェブサイトバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人奈良市総合財団広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、一般財団法人奈良市総合財団（以下「財団」という。）がインターネット上に公開しているウェブサイト民間事業者等のバナー広告（以下「バナー広告」という。）を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の種類及び範囲)

第2条 バナー広告は、要綱第4条第2項及び一般財団法人奈良市総合財団広告掲載基準（以下「基準」という。）に該当するものを除くものとする。また、当該広告がリンクしているページの内容については、財団のイメージを損なわないもの、かつ、財団の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであり、社会通念上の理解を得られるものとし、いかなる人にも不利益を及ぼさないものとする。

2 その他、定めのない広告は、当該企業に関する情報を考慮し、財団が判断する。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、財団が指定する。

(広告の枠数、掲載規格及び掲載料)

第4条 広告の枠数、掲載規格及び掲載料は別表1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 掲載期間は3カ月単位とし、連続する掲載期間は最長12カ月とする。

2 掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日、又は掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の休日、または12月29日から翌年の1月4日までの日に当たる場合は、財団が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、財団ウェブサイト等を利用して、必要に応じて随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 バナー広告掲載希望者は、要綱、基準及びこの要領を承諾のうえ掲載開始希望日から起算して14日前までに、一般財団法人奈良市総合財団ウェブサイトバナー広告掲

載申込兼承諾書（様式第1号）により、持参、郵送、又は電子メールで申込むこととする。

2 理事長は必要に応じて、申込者へその企業や団体等に関する書類等の提出を求めることができるものとする。

（広告掲載の決定）

第8条 理事長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、一般財団法人奈良市総合財団ウェブサイトバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者へ通知するものとする。

2 申込者が当該広告の募集枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告を掲載する決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は別表1の規格のとおりとし、広告主の責任及び負担で作成し、広告のデザイン等に関して事前に財団と協議しなければならない。提出にあたっては、掲載開始希望日から起算して7日前までに、財団に電子記録媒体又は電子メール添付などにより提出するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合
- （2）指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- （3）第2条の規定に反すると判断した場合
- （4）その他、広告の掲載を継続することが適切でないと判断した場合

2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合、理事長は、広告主に取消理由を付して、書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取消した場合、理事長は、広告主に対して広告の掲載料の返還は行わないものとし、かつ、広告主が損害を受けることがあっても、賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(施行期日)

附則

この要領は、2025年7月18日施行する。

附則

この要領は、2025年12月1日施行する。

別表 1

1. 広告枠数	広告枠数はその都度、掲載するページデザイン等を考慮し決定する													
2. 掲載規格（1 枠）	サイズ	横 560 ピクセル×縦 260 ピクセル												
	データ容量	100 キロバイト以内 ※超過の際はリサイズを行います												
	ファイル形式	JPEG、PNG のいずれか ※動画形式 mp4 などとは不可												
	Alt 属性	全・半角問わず 30 文字以内 文言は広告主の団体企業名ないし広告内容に限ります												
3. 掲載料（1 枠）	12,000 円/3 カ月（1 カ月あたり単価 4,000 円）※税込 初回申込みの広告掲載期間に限り、次の条件に該当する場合は、下記のとおり割引を適用する。 （初回割引条件） （1） 初回申込掲載期間が 6 カ月を超え 3 カ月単位で最長 12 カ月までの連続掲載の場合。 （2） 広告主の自己都合により掲載期間の途中で掲載を取り下げた場合は、広告主は、割引額を別途後納付するものとする。 （初回割引掲載料）※税込 <table> <tr> <th>初回掲載期間</th><th>割引額</th><th>割引後広告掲載料</th></tr> <tr> <td>6 カ月</td><td>4,000 円</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>9 カ月</td><td>8,000 円</td><td>28,000 円</td></tr> <tr> <td>12 カ月</td><td>12,000 円</td><td>36,000 円</td></tr> </table>		初回掲載期間	割引額	割引後広告掲載料	6 カ月	4,000 円	20,000 円	9 カ月	8,000 円	28,000 円	12 カ月	12,000 円	36,000 円
初回掲載期間	割引額	割引後広告掲載料												
6 カ月	4,000 円	20,000 円												
9 カ月	8,000 円	28,000 円												
12 カ月	12,000 円	36,000 円												
【広告作成上の注意】 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。 （1）「閉じる」「はい、いいえ」「キャンセル」などのボタン （2）アラートマーク （3）ラジオボタン （4）入力ができるように見えるもの （5）下に選択肢があるように見えるもの （6）GIF アニメ・透過 GIF														